5 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	主事補	主事	主任主事	主査	主幹ほか	主幹ほか	課長、副 参事ほか	部長、支 所長ほか	計
職員数	8人	48人	98人	72人	54人	56人	35人	14人	385人
構成比	2 .08 %	12 <i>4</i> 7 %	25 .44 %	18 .70 %	14 .03 %	14 55 %	9 .09 %	3 .64 %	100%

[「]職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表(甲)の級区分による職員数である。

職員の諸手当(平成17年4月1日現在)

1 期末・勤勉手当の状況 国の定める基準と同じ。

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1 40 月分	0 .70 月分	2 .10 月分
12月期	1 .60 月分	0 .70 月分	2 30 月分
計	3 .00 月分	1 40 月分	4 40 月分

3 その他の職員手当の状況

【特殊勤務手当】

防疫作業手当

感染症が発生し、または発生する恐れがある場合、その防疫作業に従事する職員 1日につき 600 円

行旅病人等取扱従事手当

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律93号) の規定により行旅病人等を取り扱う業務や、これに準 ずる業務に従事する職員 1件につき2,000円

行旅死亡人等取扱従事手当

行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により行旅死亡人等を取り扱う業務や、これに準ずる業務に従事する職員 1件につき5,000円

じんかい処理手当

廃棄物の収集・運搬、または処分をする業務に直接従事する職員 1日につき1,000円

火葬業務手当

火葬場で火葬を行う業務に従事 する職員 1日につき2,000円



2	治療大生を作さ
	退職手当の状況

国の定める基準と同じ。

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	21 .00 月分	27 30 月分
勤続 25 年	33 .75 月分	42 .12 月分
勤続 35 年	47 50 月分	59 28月分
最高限度	59 28月分	59 28月分

【扶養手当:月額】

配偶者 13 500円

配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 配偶者以外の扶養親族のうち3人以降 5,000円 扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族 6,500円

16 歳から 22 歳までの子 1 人につき 5 ,000 円加算

【住居手当:月額】

借家住まいの職員には、月額 12 ,000 円以上の家賃の額に応じて最高 27 ,000 円

本人名義の住宅に住んでいる職員には、新築・購入後 5年まで2500円

【通勤手当:月額】

交通機関等を利用する職員に最高 55 ,000 円 通勤距離片道 2 キロ以上 60 キロ未満の自動車等を利 用する職員に 2 ,000 円 ~ 23 ,600 円

通勤距離片道 60 キロ以上の自動車等を利用する職員 に 24 500 円

交通機関と交通用具を併用する職員に最高 55 ,000 円

このページでは、 抜粋した項目を紹介 しています。 さらに 詳しい内容は、伊豆 の国市HPでご覧い ただけます。

問合せ 総務課 電話 055 948 1411

勤務の状況

1 勤務時間の状況(平成17年4月1日現在)

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
8 時間	8:30	17:15	12:15 ~ 13:00

毎週木曜日、窓口業務は19:00までの勤務。

2 年次有給休暇の取得状況(平成16年度旧3町合算)

= 1 %(13 MA) F1 (1/2 × 5) K1/3 (1/2 × 6) F1/3	
平均取得日数	消化率
7 3 日	18 5 %

給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法に定められている「職務給(職務と責任に応ずるもの)」「均衡(民間賃金との均衡を保つための人事院勧告)」「給与条例主義(給料、手当、勤務時間)」に基づき、「伊豆の国市職員の給与に関する条例」で定められています。これらの条例や法律に根拠のない給料や手当は支給されません。

なお、市条例の制定や改廃は、市民の代表である市議会の議決が必要です。

職員数の状況

職員数					
平成 16 年度 (旧 3 町合算数)	444人				
平成 17 年度	419人				

特別職の給与等の状況(平成17年4月1日現在)

	区分月額	日類	期末手当		
		6月期	12月期		
	市長	810 Д00 円	2 .10 月分	2 30 月分	
給料	助役	670 Д00 円	2 .10 月分	2 30 月分	
RD 44	収入役	620 Д00 円	2 .10 月分	2 30 月分	
	教育長	610 Д00 円	2 .10 月分	2 30 月分	
	議長	370 Д00円	1 .70 月分	1 85 月分	
報酬	副議長	330 Д00 円	1 .70 月分	1 85 月分	
	議員	305 Д00 円	1 .70 月分	1 &5 月分	

給与の状況

1 人件費の状況(平成16年度普通会計決算旧3町合算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
193億9 576万円	31億2,160万円	16 .09 %

2 職員給与費の状況(平成16年度普通会計決算旧3町合算)

職員数(A)	給与費					一人当たり
概貝奴(A)	給	料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
395人	13億2	527万円	1億8,363万円	5億3,175万円	20億4,065万円	516万6 000円
- 職員手当には退職手当は含みません。						

3 職員の平均給料額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316 总29 円	350 ,722 円	41 .00 歳
教育公務員	253 ,332 円	261 ,353 円	34 .02 歳
技能労務職	234 603 円	243 882 円	49 .10 歳

平均給与月額とは、給料及び職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)の合計。

4 初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分		伊豆の国市	E
	大学卒	170 ,700 円	170 ,700 円
一般行政職	短大卒	148 500円	148 500円
	高校卒	138 800円	138 800円









状況等について公表します。のうち、給与の状況や勤務の「人事行政の運営等の状況」

[「]標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。